

# よくあるご質問

**Q1** 付属品も助成の対象となりますか。

**A1** 助成金の対象となる費用は、補聴器の購入費用及び補聴器相談医の意見書作成費用となります。補聴器の価格に含まれているレシーバーやブラシなどは対象となりますが、別売りの充電器やバッテリー、電池等の付属品は対象なりません。

**Q2** インターネットで購入した補聴器は対象となりますか。

**A2** 補聴器販売店で聴力検査や調整（フィッティング）をする必要がありますので、通信販売は対象外となります。

**Q3** 集音器は対象になりますか。

**A3** 対象となる機器は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で「管理医療機器」に指定されている「補聴器」のみとなります。集音器は対象なりません。

**Q4** 助成は何回受けることができますか。

**A4** お一人一回までとなります。

**Q5** なぜ聴力検査や調整が必要なのですか。

**A5** 補聴器は精密機器ですので、性能を正しく発揮するためには、技術者による使用者の耳の状態に合わせた細かい調整が必要になります。そのため、補聴器相談医での受診、補聴器販売店での聴力検査及び調整を要件としています。

**Q6** 補聴器販売店の見積書に様式はありますか。

**A6** 様式は定めていませんが、補聴器であること（品番・型番の記載）、価格、見積年月日がわかるような記載が必要です。

例) 令和6年4月1日

補聴器（〇〇社製、型番●-●）、△△円

**Q7** 片耳だけの購入でも対象となりますか。

**A7** 片耳だけの購入でも対象としています。

**Q8** 補聴器を既に使っています。修理は対象になりますか。

**A8** 修理は対象になりませんが、今までお使いの方が新たに買い替える場合は対象となります。

**Q9** アンケートは必ず回答しなければならないですか

**A9** 本事業をよりよくするために、ご協力お願いいたします。

**Q10** 身体障害者手帳（聴力）を持っていますが、この制度を利用できますか。

**A10** 聴力レベルが身体障害者手帳交付対象となる方は、補装具支給制度の対象となるので、この制度の対象とはなりません。詳しくは保健福祉部福祉課（011-372-3311（内線番号2143））までお問合せください。

**Q11** 補聴器購入費用に対して医療費控除は受けられますか。

**A11** 補聴器相談医が在籍する医療機関を受診し、認定補聴器専門店で補聴器を購入するなど、一定の要件を満たすと医療費控除の対象となります。詳しくはお近くの税務署にご確認ください。